

農業委員会だより

●発行 平成26年3月31日
●企画・編集 大和市農業委員会
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046(260)5137

農家戸数/405戸
経営面積/212.64ha
(平成26年1月1日現在)



真夏に薄紫色の花を咲かせる津久井大豆の花(大和市深見)



『農業をめぐる情勢』

大和市農業委員会会長 中丸 慎

春爛漫の季節を迎え、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から農業委員会活動に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は重大な局面を迎えております。生産物価格の低迷のうえに、4月からの消費税の増税により資材価格の高騰が懸念され、さらには担い手への農地利用集積を促進する、農地中間管理機構の整備が急がれています。一方、昨年7月にはTPP交渉へ正式参加したものの、その後の具体的内容についてはほとんど知らされておらず、日米協議での合意の行方によっては、農業が危機的な状況になると言っても過言ではありません。

しかし、このような状況の中で、農業を支える新規就農者が何組かでき、夢と希望を持ちながら畑で汗を流している姿を見ると、農業に志のある方に新規に就農して頂くよう、今後も支援していきたいと考えております。

また、地場農産物直売所では、生産現場から食卓までの一貫した食の安全性に心がけた農産物をおし、生産者と消費者とが願

見える会話ができる場としてにぎわっています。このような関係づくりが生産者の意欲を高めることから、今後も生産性の向上と食農教育を連携させる取り組みが重要であると考えております。

このように農業をめぐる情勢はめまぐるしく変化しておりますが、農業委員会では、農地行政を行う行政委員会として、農地権利移動や許認可をはじめ、遊休農地や無断転用等の防止を図る啓発活動を実施しております。また、平成23年度には、地域の農地と担い手を守り生かす運動から、荒廃農地部会を設置し、農地パトロールを強化するとともに、農地利用の意向調査および保全管理等、事務局と一体となり、きめ細やかな対応と指導に力を注いでいるところです。

最後に、人とのつながりが薄れ、社会がきしんでいる時代こそ、一人ひとりが新たな農業に対する物差しを持ちながらの自助努力が必要かと思えます。

農業委員会は、農業者の公的代表としての自覚のもと、農業の更なる発展に向け、全力で努力してまいります。

今後とも、皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

主な内容

- 会長あいさつ……………① 産業フェアで「就農相談コーナー」を開設……………④
- 農業委員会活動報告……………② 知って得する農業者年金制度Q&A……………④
- 新規就農者の紹介……………③

農業委員会活動報告

(平成25年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

今年度も、農地パトロール月間である11月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。平成21年12月の改正農地法の施行により、農業委員会の農地の「利用状況調査」が義務化され、遊休農地の是正指導権限が強化されたことから毎年実施しているものです。



農地パトロールの様子

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地が年々増加する傾向にあるため、耕作できない農地(市街化調整区域に限る)については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を活用し、意欲のある農業者に貸付し有効利用を図るよう、農地のあっせんを行っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っています。

今年度は、山梨県総合農業技術センターを視察しました。



山梨県総合農業技術センターを見学視察

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	2
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	33
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	4
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	145
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	20
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	15
その他	農業委員会等に関する法律施行令	0

お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って
手続きしてください。

賛助会員費募金

昨年12月、各地区の生産嘱託員を通じてご協力いただきました「神奈川県農業会議賛助会員費」の募金は、1月末に取りまとめを完了しました。

その結果、平成25年度の賛助会員費として196,600円の厚志をお寄せいただきました。この賛助会員費は、神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続していかれるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

農地を相続したときは届出を！

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続きは
簡単です。

農業委員会へお問い合わせください。
電話 046(260)5137

地域みなさん、よろしくお祈いします

新規就農者の紹介

“自分で作って売る”新しい花屋のスタイルを創造する!

大和市福田在住の飛田浩司さん(45)は、平成24年3月神奈川県認定就農者に認定され、露地栽培を中心に、花き栽培を始めました。

平成23年5月から約1年間かながわ農業アカデミーを受講するとともに、平成23年8月から約半年間、座間市の小林園芸で露地切花(主に露地菊)の栽培管理技術、直売向け出荷販売技術の習得や花き経営の知識を習得するため、実務研修を受けました。花き経営としては、大和市では近年初めてとなる新規就農者の誕生です。

飛田さんは子供の頃から、花を生産する仕事に就くのが夢で、平成9年5月に生花店「フラワートレイン」を設立。現在、下和田でご長男(20)と二世代で店舗を営んでいます。息子さんは、フラワーデザインの学校を卒業されていて、フラワーアレンジメントや花束を作るのはお手の物。すでにお店には欠かせない存在となっています。

そもそも「自ら生産して販売したい」という強い思いから就農を決意したとのこと。店舗は後継者である息子さんに任せ、雇用労働力も確保しながら、花き生産に意欲的に打ち込んでいます。

当初は新規就農に向け、農地を探したそうですがなかなか見つからず、まずは平成24年に横浜市泉区に農地を約10アールほど賃借しましたが、通作距離の問題もあり、なかなか軌道に乗らなかったそうです。もともと大和市の農地の借入れを希望していた飛田さんは、その後大和市農業委員会のあっせんにより、平成25年7月大和市上和田(宮久保)に16アールの農地を借りることができました。

就農してはじめての秋は、お彼岸用の切花として、ケイトウやアスターが店頭並びました。

大和市に限らず、近年農家が減少して耕作放棄地の増加が懸念されている中、飛田さんのような農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定により、農地の貸し借りを希望していた農家との合意によって、大和市の農地の有効活用が図られることは、非常に望ましいことです。

就農計画としては、初期投資が比較的少ない「露地切花」を中心に、自ら経営する花屋と直売所で売るための菊、ケイトウ、アスター、キンセンカ、ユリなどを栽培していく予定だそうです。

販売経路は、良品は自己経営の花店出荷とし、並以下のも20%について単価を下げて直売所出荷とするなど工夫していきたいとのことでした。将来的に、極力資材費や販売の中間マージンを少なくすることにより、少ない面積での効率的な経営をめざしていきたいとのことでした。

また、露地栽培だけでは天候に左右されるため、安定的な栽培ができないことから、経営面積の拡大も視野に入れ、花き用のハウスとの併用生産も検討されているようです。「大和市を生活と生産の拠点として、少しずつでも生産量を増やしたい。高品質の花を少しでも多くお客さんに届けたい。」と抱負を語ってくれました。

春先には、飛田さんが手掛けたチューリップが花屋の店頭を華やかに彩ることでしょう。



素敵なブーケも僕がお作りします
(長男の浩樹さん)



チューリップの球根の
植えつけに励む飛田さん!



「フラワートレイン」

2013産業フェアで「就農相談コーナー」を開設

“就農希望者を支援”～就農までの第一歩に

大和市農業委員会では11月9、10日の2日間、2013やまと産業フェア会場で、農業委員16名が“農業をやってみませんか”と来場者に呼びかけ、「就農相談コーナー」を開設し、就農相談を行いました。

近年、農業の担い手が年々減少し、高齢化が進んでいることから、耕作放棄地も増加しており、我が国の食料自給率は4割と先進国の中で特に低い水準です。そうした中で、日本の農業の再生を図り、大切な食料を支えていくためには、将来の農業を支える若い担い手が求められています。

新規就農者の誕生は農業の活性化の面からも、地元、農家にとっても大変喜ばしいことです。また、農地法の改正により、法人の農業参加が認められたことから、市への就農希望の相談も、年々多くなってきています。

農業を始めたいと考えながらも、「所得の確保」「技術の習得」等に関する悩みや不安を抱えている方は多いのではないのでしょうか。まずは農業始めるための情報収集をしたい、農業の技術や経営のノウハウを身につけたい方の第一歩になるよう、今回の「就農相談」では農業経験の豊富な農業委員が相談者のお話を聞きながら、新規就農に役立つパンフレットを配布し、就農に関する様々な相談窓口を紹介するなど、新規就農者の支援を行いました。



熱心に農業相談をする来場者

就農のご相談は

神奈川県農業技術センター かながわ農業アカデミー(電話238-5274)
大和市農業委員会事務局(電話260-5137)又は各地区農業委員まで。



知って得する 農業者年金

Q&A

女性農業者の皆さんご存知ですか?



Q: 農業の担い手には何か特別な支援がありますか?

A: 農業の担い手は保険料の国庫補助が受けられます!

国の政策年金である農業者年金制度には、農業の担い手の育成・支援のために、一定の要件を満たしている方に対する月額最高1万円の保険料の国庫補助の仕組みがあります。

補助額に見合う年金は特例付加年金として、将来、農業の経営継承(農地等の権利移転・設定等)を行った後、原則65歳から受給できますが、経営継承する時期に年齢制限はなく、受給時期を繰り下げることができます。

保険料の補助は要件を満たしていれば一つの経営で何人でも受けられます。女性農業者も家族経営協定を締結して経営に参画し、下表の区分3の適用を受けて、多くの方が保険料の補助を受けています(区分3の方の経営継承は、家族経営協定の経営参画条項を変更し、農業経営から引退すれば良いことになっています。)

保険料の国庫補助期間は、

- ① 35歳よりも前のすべての期間
- ② 35歳以降の10年以内の期間
- ①と②を通算して20年以内です。

補助額の合計額は
最高で
216万円!



保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

(注) 1. 保険料の国庫補助を受けるためには、このほか、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること、②農業所得が900万円以下であることが必要です。
2. 保険料の国庫補助を受けている期間の保険料は2万円で固定され、加入者は2万円から国庫補助額を差し引いた金額を負担します。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAが農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人
農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!